

年 月 日

白石町長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

白石町「空き地バンク物件」移住・定住支援金交付申請書

白石町「空き地バンク物件」移住・定住支援金交付要綱に基づく、住宅新築及び住民票の異動が完了したので、下記支援金を交付されるよう、白石町補助金等交付規則及び白石町「空き地バンク物件」移住・定住支援金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交 付 申 請 額 金 円

2 住民票の異動完了日 年 月 日

【添付書類】

- ・ 誓約書及び同意書（別紙1）
- ・ 空き地の売買契約書の写し
- ・ 空き地及び新築した建物の登記事項証明書の写し
- ・ 住宅新築に係る請負契約書等の写し及び住宅建築竣工が確認できる写真
- ・ 住所異動後の世帯全員の住民票謄本
- ・ 戸籍附票又は5年間の所在地を確認できる書類※
- ・ 世帯員全員の個人住民税等に滞納がないことを証する書類
- ・ その他町長が必要と認める書類

※ 要綱第4条別表に規定する支援金交付の要件で、白石町外居住期間を確認する必要がある場合のみ、提出が必要。

## 誓約書及び同意書

- 1 白石町空き家・空き地バンク登録物件の空き地を購入し、自己居住を目的として新築した住宅に生活の本拠を移して居住していることを誓約します。ただし、白石町「空き地バンク物件」移住・定住支援金交付要綱（以下「移住・定住支援金交付要綱」という。）第8条第1項の各号のいずれかに該当することとなったときは、同条第4項の規定に基づく返還命令書に従い、すでに交付を受けた支援金の全額又は一部を返還します。

### 【移住・定住支援金交付要綱第8条の規定内容】

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 規則及びこの要綱に違反していることが認められたとき。
- (3) 支援金の交付日から起算して5年未満で新築した住居を取り壊し、貸し付け、又は売却したとき。

※なお、返還を命じる金額は（1）又は（2）に該当する場合は支援金の全額、（3）に該当する場合は交付決定の日から起算した年数に応じた金額とする。

- ・ 1年以内のとき 支援金の全額
- ・ 1年を超え2年以内のとき 支援金の5分の4の額
- ・ 2年を超え3年以内のとき 支援金の5分の3の額
- ・ 3年を超え4年以内のとき 支援金の5分の2の額
- ・ 4年を超え5年未満のとき 支援金の5分の1の額

- 2 支援金の交付に関して、申請者及び世帯員の申請後5年間の転出入の状況について調査することに同意します。
- 3 支援金の交付に関して、申請者及び世帯員の税等関係情報の記録を調査することに同意します。
- 4 支援金の交付に関して、申請者及び世帯員が暴力団員ではなく、また、暴力団員と密接な関係を持っていないことを誓約し、調査することについて同意します。
- 5 支援金の交付に関して、本物件の売買契約を行った相手方が3親等内の親族ではないことを誓約します。

年 月 日

住所

氏名（申請者）

㊞

生年月日

年

月

日

電話番号

白石町長

様